

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 農地法第四十一条第一項の規定により裁定の申請があった件 一六四
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 一六五
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件八件 一六五
- 河川整備計画を定めた件 一六七
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 一六七

告 示

福島県告示第二百九十二号
 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、令和八年三月九日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。
 令和八年四月二十一日

一 農地の所在、地番、地目及び面積	地番	地目	面積（平方メートル）
所在			
耶麻郡磐梯町大字大谷字石橋	五四番一	田	三九六
同 郡同 町大字大谷字樋ノ口	一五番	田	六六七
同 郡同 町大字大谷字樋ノ口	二八番	田	一、五八八
同 郡同 町大字大谷字樋ノ口	四六番	田	二、四一〇
同 郡同 町大字大谷字砂田	四三番	田	二、六二六
同 郡同 町大字大谷字砂田	六九番	田	一、九四八

福島県知事 内堀雅雄

- 同 郡同 町大字大谷字砂田 七一番 田 二、六六六
- 二 農地の利用の現況
 そば又は水稻の栽培で利用
- 三 農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
 そば又は水稻の栽培で利用
- 四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額
 1 始期 令和八年六月一日
 2 存続期間 七年七月
 3 借賃に相当する補償金の額 一〇八、〇〇八円
- 五 農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる理由
 福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第六条の基準に適合すると認められるため。
- 六 その他参考となるべき事項
 （記載なし）
 （農村振興課）

福島県告示第二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を桑折町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
 令和八年四月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 鈴木初次 村社鹿島神社
 - 二 通知の内容の要旨
 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和八年福島県告示第二百九十一号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- （森林保全課）

福島県告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年四月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
岡田義輝 加藤智 加藤文藏 今野長右エ門 佐藤博 佐藤ミヤ 佐藤吉男 斎藤甫 上館邦男 泉田京子 百井淳 本内信彰 本内保一 横山進 横山清一郎 荒正志 荒和雄 佐藤裕 三浦忠 新谷うめ子 猪狩弘 鈴木栄 鈴木功 鈴木照男 荒清人 新谷粹治
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和八年福島県告示第九十二号）によること。
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第九十五号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和八年二月十日次のとおり指定した。

令和八年四月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事	内堀 雅雄
いわきトラック事業協同組合	いわき市泉町下川	令和八年四月一日から	及び所在地	いわきトラック事業協同組合
新常磐交通株式会社	いわき市明治団地	令和八年四月一日から	及び所在地	いわき市泉町下川
西丸 和彦	いわき市小名浜字辰巳町三六番地の	令和八年四月一日から	及び所在地	大剣一番地の二三〇

五

已町三六番地の五
（出納総務課）

福島県告示第九十六号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和八年二月十三日次のとおり指定した。

令和八年四月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事	内堀 雅雄
須賀川瓦斯株式会社	須賀川市卸町四四番地	令和八年四月一日から	及び所在地	須賀川市卸町四四番地
有限会社古市石油店	東白川郡矢祭町大字東館字反田一七番地一	令和八年四月一日から	及び所在地	東白川郡矢祭町大字東館字反田一七番地一
小野 真弓	いわき市常磐湯本町下浅貝六九番地の六	令和八年四月一日から	及び所在地	いわき市常磐湯本町下浅貝六九番地の六
蛭田 智恵	いわき市山玉町修路三一番地	令和八年四月一日から	及び所在地	いわき市東田一丁目二七番地の九

（出納総務課）

福島県告示第九十七号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和八年二月十六日次のとおり指定した。

令和八年四月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	福島県知事	内堀 雅雄
ふくしま未来農業協同組合	福島市北矢野目字原田東一番地の一	令和八年四月一日から	及び所在地	ふくしま未来農業協同組合 鹿島支店
南相馬市鹿島区横手	南相馬市鹿島区横手字川原一八五番地の一	令和八年四月一日から	及び所在地	南相馬市鹿島区横手字川原一八五番地の一

（出納総務課）

福島県告示第二百九十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和八年二月十七日次のとおり指定した。

令和八年四月二十一日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

有限会社アイ・

いわき市中岡町六 令和八年四月一日から

及び所在地

アル・ケイ

丁目二番地の一 令和一三年三月三十一日まで

いわき市中岡町六丁
目一二番地の一四

四

(出納総務課)

福島県告示第二百九十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和八年二月十九日次のとおり指定した。

令和八年四月二十一日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

福島県庁消費

福島市中町八番二 令和八年四月一日から

福島県庁消費組合南
会津合同庁舎内売店

組合 組合長

号 令和一三年三月三十一日まで

南会津郡南会津町田
島字根小屋甲四二七
七番地一

国分 守

(出納総務課)

福島県告示第三百号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和八年二月二十日次のとおり指定した。

令和八年四月二十一日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

宇佐見 岩男

田村郡小野町大字 令和八年四月一日から

宇佐見商店

小野新町字中通一

令和一三年三月三十一日まで

田村郡小野町大字小
野新町字中通一二二
番地

三七番地

株式会社FM

郡山市芳賀三丁目 同

ファミリーマート郡

フナハシ 四三番地一

株式会社郡中 郡山市安積町日出

トラベル 山一丁目一四二番

地の一

株式会社郡中トラベ

ル 郡山市安積町日出山

一丁目一四二番地の

一 株式会社富久山自動

車教習所 郡山市富久山町福原

所 原字水穴一番地

郡山市富久山町福原

字水穴一番地

郡山北地区交通安全

協会 郡山市富田東三丁目

初男 目一〇九番地

会長 遠藤

郡山北地区交

通安全協会 目一〇九番地

郡山市富田東三丁

同

郡山北地区交

通安全協会 目一〇九番地

郡山市富田東三丁

同

郡山北地区交

通安全協会 目一〇九番地

郡山市富田東三丁

同

郡山北地区交

通安全協会 目一〇九番地

郡山市富田東三丁

同

郡山北地区交

通安全協会 目一〇九番地

郡山市富田東三丁

同

郡山北地区交

通安全協会 目一〇九番地

郡山市富田東三丁

同

郡山北地区交

通安全協会 目一〇九番地

山市役所/S店

郡山市朝日一丁目二

三番七号(郡山市役

所内)

株式会社郡中トラベ

ル

郡山市安積町日出山

一丁目一四二番地の

一

株式会社富久山自動

車教習所

郡山市富久山町福原

字水穴一番地

郡山北地区交通安全

協会

郡山市富田東三丁目

一〇九番地(郡山北

警察署内)

西部自動車株式会社

郡山市富田町字福川

原四〇番地

田村地区交通安全協

会 小野支所

田村郡小野町大字小

野新町字小太内一三

番地(田村警察署

小野分庁舎内)

(出納総務課)

福島県告示第三百一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和八年二月二十四日次のとおり指定した。

令和八年四月二十一日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

石橋建設工業 本宮市高木字舟場

令和八年四月一日から

本宮自動車学校

株式会社 二五番地八

令和一三年三月三十一日まで

安達郡大玉村大山字
狐森一八番地

斎藤 好則	福島市泉字仲田一 三番地の五	同	店いずみ 福島市泉字仲田一三 番地の二
高橋 良一	福島市南向台三丁 目一二番地一五	同	ファミリーマート福 島駅西店
福厚企画株式 会社	福島市五老内町三 番一号	同	福島市三河南町一番 一五号
安田 宏	福島市松川町字土 腐五番地の三	同	福厚企画株式会社福 島市役所内売店
有限会社杉妻 自動車練習所	福島市清水町字東 壇九番地	同	福島市五老内町三番 一号
有限会社橘商 店	伊達市箱崎字原八 七番地一	同	松文堂
渡辺 幸子	安達郡大玉村玉井 字西庵九六番地	同	福島市松川町本町二 四番地
第一総合ホー ルディングス 株式会社	喜多方市字大谷地 八〇一四番地の二	同	有限会社杉妻自動車 練習所
会津地区公衆 衛生協会	会津若松市城東町 五番一二号	同	福島市清水町字東壇 九番地

福島県収入証紙の売りさばき人として令和八年三月五日次のとおり指定した。 令和八年四月二十一日	福島県知事 内堀 雅雄		
氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばき所の名称 及び所在地
片桐 一利	福島市下野寺字禮 二七番地の五	令和八年四月一日から 令和一三年三月三十一日まで	ファミリーマート福 島北五老内町店
片桐 一利	福島市下野寺字禮 二七番地の五	同	福島市北五老内町五 番地二〇
敬一	福島市下野寺字禮 二七番地の五	同	ファミリーマート福 島大森下町店
敬一	福島市保原町富沢 支 部 長 宍戸 二	同	福島市大森字下町一 番地
敬一	福島市保原町富沢 支 部 長 宍戸 二	同	福島県猟友会保原支 部事務局
小島 弘嗣	伊達市保原町字九 丁目三番地一	同	伊達市保原町富沢字 下川原四〇番地一(阿 部良夫宅内)
小島 弘嗣	伊達市保原町字九 丁目三番地一	同	リピングショップ小 島
小島 弘嗣	伊達市保原町字九 丁目三番地一	同	伊達市保原町字九丁 目三番地一

公 告

公告第九十一号
 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条の二第一項の規定により、河川整備計画を次のとおり定めた。
 この計画に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県相双建設事務所(備え置いて縦覧に供する)。
 令和八年四月二十一日

河川整備計画の名称 二級河川宇多川水系河川整備計画
 福島県知事 内堀 雅雄
 (河川計画課)

公告第九十二号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第

福島県告示第三百二二号
 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

一項の規定により、郡山市から県中都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和八年四月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)